

付録

職 種 級 別 表

	ページ		ページ
研究者・研究員	1	電気機械器具組立・修理作業者	5
技術者（技師・監督を含む）	1	輸送機械組立・修理作業者	6
教員・教師・講師	1	計器・光学機械器具組立	
保健医療従事者	1	・修理作業者	6
芸術家・芸能家	1	その他機械組立・修理作業者	6
職業スポーツ家	1	製糸・紡織作業者	6
その他の専門的職業従事者	2	裁断・縫製作業者	6
管理的職業従事者	2	木・竹・つる製品製造作業者	6
一般事務従事者	2	パルプ・紙・紙製品製造作業者	7
作業的事務員	2	印刷・製本作業者	7
商品販売従事者	2	ゴム・プラスチック	
その他の販売従事者	3	製品製造作業者	7
農耕作業者	3	かわ・かわ製品製造作業者	7
養蚕作業者	3	窯業・土石製品製造作業者	8
養畜作業者	3	飲食料品製造作業者	8
林業作業者	3	化学製品製造作業者	8
その他の農林業作業者	3	建設作業者	9
漁業作業者	3	定置機関・機械	
採鉱・採石作業者	4	および建設機械運転作業者	9
鉄道関係従事者	4	電気作業者	9
船舶関係従事者	4	技術補助員	9
自動車運転者（助手を含む）	4	その他の技能工、生産工程作業者	9
航空機関関係従事者	4	保安職業従事者	10
その他の運輸従事者	4	家事サービス職業従事者	10
通信従事者	4	個人サービス職業従事者	10
金属材料製造作業者	4	その他のサービス職業従事者	11
金属加工作業者	5	家事従事者	11
		いずれにも入らないもの	11

職 種 名	基本 級別	職種 コード	職 種 名	基本 級別	職種 コード
研究者・研究員		011	保健医療従事者		
研究者・研究員とは、理学、工学、医学等の自然科学に関し、また法律学、経済学、文学等の人文科学に関し、研究所、試験所等の研究施設で調査、試験、研究を行うものをいう。 イ) 危険物を取扱うもの ロ) 上記以外のもの (注) 危険物とは、爆発性、毒性、劇薬、高熱、低熱、高圧等をいいます。	3 2		保健医療従事者とは、医業、薬業またはこれらに関する医学、薬学の知識を必要とする専門的、技術的な業務に従事するものをいいます。 イ) 医師、歯科医師、獣医師 ロ) 薬剤師 ※薬種師を含む ハ) 船医 ニ) 保健師、助産師、看護師、准看護師 ホ) マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師 ヘ) その他の技術的、専門的な医療、保健衛生の業務に従事するもの 例：診療エックス線技師、歯科技工士、歯科衛生士、臨床・衛生検査技師、理学・作業療法士、栄養士等	1 1 2 2 2 2	041 042 043 044 045 049
技術者（技師・監督を含む）		021			
イ) 金属精錬、化学、窯業、食品、農業、電気 a) 危険物を取扱うもの b) 上記以外のもの (注) 危険物とは、爆発性、毒性、劇薬、高熱、低熱、高圧等をいいます。 ロ) 鉱山 a) 入坑するもの b) 上記以外のもの ハ) 航空機（搭乗するものは除く） ニ) 土木、建築 a) トンネル、築港作業に従事するもの b) 設計技術者 *建築家、設計技師を含む c) 上記以外のもの ホ) 造船 a) 現場作業に従事するもの b) 上記以外のもの ヘ) 上記以外の技術的な業務に従事するもの 例：測量、窯業、水産、紡績、映写等	3 2 3 2 2 3 1 2 3 2 2	022 023 024 025 026	芸術家・芸能家		051
			イ) 彫刻家、画家、工芸美術家、デザイナー ロ) 音楽家(酒場歌手を除く) ハ) 舞踏家 ニ) 演出家、プロデューサー ホ) 俳優 ヘ) 演芸家 a) 曲芸師、軽業師、曲馬師 b) 上記以外のもの 例：講談師、落語家等	2 2 2 1 2 2 1	
			職業スポーツ家		061
			イ) プロ野球 a) 選手 b) 監督、コーチ、審判 ロ) プロサッカー a) 選手 b) 審判 ハ) プロゴルファー ニ) プロテニス選手 ホ) プロボウラー ヘ) プロスキー選手	2 2 2 2 2 2 2	
教員・教師・講師	1	031			
教員・教師・講師とは、学校（幼稚園、小・中・高校・大学、盲・ろう（聾）学校等）、各種学校（学校教育に類する教育施設・・・洋裁学校、看護師、助産師学校等）、その他の教育施設で学生、生徒、児童、幼児の教育養護に従事するものをいいます。					

職 種 名	基本 級別	職種 コード	職 種 名	基本 級別	職種 コード
その他の専門的職業従事者			管理的職業従事者	1	111
イ) 法律に関する業務に従事するもの a) 弁護士 b) 裁判官、判事、検事、司法書士、行政書士等	1	071 072	管理的職業従事者とは、事業経営方針の決定、経営方針に基づく執行計画の樹立、作業の監督・統制などもつばら経営体の全般または課（課相当を含む）以上の内部組織の経営管理に従事するものをいう。 ※作業労働に従事する者は、その作業に対応する級別を適用すします。		
ロ) 公認会計士	1	073			
ハ) 税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、弁理士、技術士、計理士	1	074	一般事務従事者		121
ニ) 記者、編集者（戦争通信員は除く）	1	075			
ホ) 文芸家、著述家、評論家	1	075	一般事務従事者とは、課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督をうけて庶務・文書・人事・会計・調査・企画等の書記的な仕事に従事するものをいいます。 イ) 一般事務員 ロ) 会計事務員 ハ) 集金人 ニ) 上記以外の一般事務従事者 例：給仕、筆耕等		
ヘ) 宗教活動に従事するもの 例：神官、僧侶、牧師等	1	075			
ト) 社会福祉事業に関する専門的な業務に従事するもの 例：児童福祉司、職業訓練指導員（軽作業のみ）等	1	075	作業的事務員		131
チ) カメラマン（戦争カメラマンを除く）、写真師（撮影技師、助手等を含む）	1	075			
リ) 検査員（農薬、肥料、生糸等）	1	075	作業的事務員とは、統計機械・計算機・タイプライターなどの事務用機械の操作に従事するもの、速記に従事するものをいいます。 イ) 速記者、タイピスト ロ) 電子計算機・せん孔機等操作員 ハ) 事務用機械操作員	1	
ヌ) 土地家屋調査士（不動産管理士、鑑定士）	1	075			
ル) 乗馬教師	3	076	商品販売従事者		141
ヲ) 馬調教師	3	076			
ヅ) 犬訓練士	3	076	商品販売従事者とは、有体的商品の仕入れ・販売などの仕事に従事するものをいいます。 イ) 小売店主・従業員 a) 危険物を取扱うもの ①鉄砲、火薬類 ②上記以外の危険物 ※ガソリンスタンド従業員を含む b) 上記以外のもの (注) 危険物とは、爆発性、毒性、劇薬、高熱、低熱、高圧等をいいます。		
カ) 武道師範 a) 柔道、剣道、空手道 ※柔道教師、剣道教師を含む	3	076			
キ) 弓道	3	076			
ク) スキーインストラクター	3	076			
ケ) フェンシング師範	3	076			
コ) 自動車教習所教員	2	076			
ク) 上記以外の専門的な業務に従事するもの 例：華道・茶道指南、アナウンサー等	2	076			

職 種 名	基本 級別	職種 コード*	職 種 名	基本 級別	職種 コード*
ロ) 飲食店主・従業員 ハ) 商品訪問販売従事者、移動販売従事者、露店販売員 ニ) 卸売店主 a) 危険物、重量物を取扱うもの ①鉄砲、火薬、プロパンガス ②上記以外の危険物、重量物 b) 上記以外のもの (注) 危険物とは、爆発性、毒性、劇薬、高熱、低熱、高圧等をいいます。	1 3 2 2 1		イ) 家畜飼育作業 a) 酪農作業 b) 上記以外の家畜飼育作業 ロ) 家さん飼育作業 ハ) 上記以外の養畜作業 例：養蜂作業、養犬者等	2 2 2 2	
その他の販売従事者		191	林業作業 イ) 育林作業 例：植林作業、造林作業等植林・保育の作業に従事する者 ロ) 伐木・造材作業 ハ) 集材・運材作業 ニ) 製炭・製しん(薪) 作業	3 3 3 3	241
その他の販売従事者とは、他人の間にとって売買の取次・あっせんの仕事、不動産・有価証券の売買等の仕事に従事するものをいいます。 イ) 家畜仲介従事者 ロ) 商品仲立人 ハ) 市場・魚市場従業員 ニ) 不動産仲介従事者 ホ) 外交員 ヘ) 有価証券売買従事者 ト) 質店主・従業員 チ) 上記以外の販売従事者 例：金融仲立人、競売人、広告代理店主・従業員、損保代理店主・従業員、生保外務員等	2 1 1 1 1 1 1 1		その他の農林業作業 その他の農林業作業とは、植木職、狩猟者などの農林業・農林業類似の作業およびこれらに関連する作業に従事するものをいいます。 イ) 植木職、造園師 ロ) 狩猟者 ハ) 特殊林産物採取作業 例：くり、まつたけ等 ニ) 装てい(蹄) 師 ホ) 山林監視員	2 2 2 2 2	251
農耕作業		211	漁業作業 イ) 海面漁労作業 海面漁労作業とは、海面・海中において水産動植物を採捕する作業に従事するものをいいます。 ロ) 内水面漁労作業 ハ) 水産養殖作業 例：金魚、真珠等 ニ) 上記以外の漁業作業 例：漁場監視員、遊漁ガイド等	3 3 2 2	261
農耕作業とは、農作物の栽培・収穫、種苗の育成・採種などの作業に従事するものおよびこれらに関連する作業に従事するものをいいます。 イ) 普通作物農耕作業 ロ) 園芸作物農耕作業 ハ) 工芸作物農耕作業	2 2 2				
養蚕作業	2	221			
養畜作業		231			
養畜作業とは、動物(水産動物を除く)の飼育・繁殖・さく乳・せん毛・ふ卵などの作業、家畜の飼育を伴う牧草の栽培の作業に従事するものをいいます。					

職 種 名	基本 級別	職種 コード [※]	職 種 名	基本 級別	職種 コード [※]
採鉱・採石作業者		271	b) 自家用 ハ) 上記以外の自動車の運転者 例：バス、厚生車、散水自動車等	3 3	
採鉱・採石作業者とは、地表、地下、海底等において各種の鉱物を機械・手道具により採掘・採取する作業およびこれに関連する作業に従事するものをいいます。			航空機関係従事者（※はP. 20「航空機乗組員特約割増」を適用します。）		
イ) 採鉱員			イ) 航空機に搭乗することを職務とする者		
a) 坑内作業者 例：支柱員、坑内運搬員、築壁工、坑内保守員、坑内積込員等	4		a) 商業定期・不定期航空事業航空機 ①客室乗務員 ②航空機乗組員 ※	2 3	341 342
b) 坑外・地上作業者 例：坑外運搬員、大割鉱員、選鉱員等	3		b) 航空機使用事業・自家用航空機乗組員 ※	3	342
c) 機械操作員 例：ローダー運転工、さく岩機運転工、ドリル工、巻上機運転工、クラッシャー運転工等	3		ロ) 航空機整備員	2	341
ロ) 炭坑作業者	4		その他の運輸従事者		351
ハ) 非金属採鉱作業者 例：石灰石、硫黄、じゃり、滑石、粘土、天然氷等	4		イ) 船内運搬作業、沿岸運搬作業（はしけと本船との間の運搬作業に従事するものを除く）	3	
ニ) 採石・石切作業者 例：石切工、採石工、石工等	4		ロ) 倉庫作業	2	
ホ) さく井工、採油工、天然ガス採取工	4		ハ) 運送作業	3	
ヘ) 爆発物取扱作業	4		ニ) 水先ガイド	2	
			ホ) 上記以外のもの 例：人力車師、新聞配達人等	2	
鉄道関係従事者		311	通信従事者	2	361
イ) 保線作業	2		例：無線（有線）通信員、電話交換手、郵便・電報外務員、郵便・電報配達人等		
ロ) 操車掛、転てつ手、連結手	2		金属材料製造作業		411
ハ) 機関士			イ) 製鉄工、製鋼工 製鉄工、製鋼工とは、高炉・電気炉を用いて銑鉄、合金鉄を製造するため、原料の装入・炉況の観察監視・出さい（出滓）・鑄鉄・熱風炉の操作等の作業、平炉・転炉等を用いて銑錬・溶融銑鉄等から鋼・特殊鋼を製造するため原料の装入・精錬・出鋼、造塊等の作業、キュボラ・コシキ・各種電気炉を用いて鑄物用鉄の溶融作業に従事するものをいいます。		
a) 蒸気機関士、電気機関士	2				
b) 電車運転士、気動車運転士	2				
ニ) 上記以外のもの 例：車掌、駅手	2				
船舶関係従事者	3	321			
自動車運転者（助手を含む）		331			
イ) 貨物自動車運転者					
a) 営業用	3				
b) 自家用	3				
ロ) 乗用自動車運転者					
a) 営業用 ※ハイヤー・タクシー運転者（個人タクシーを含む）を含む	3				

職 種 名	基本 級別	職種 コード*	職 種 名	基本 級別	職種 コード*
ロ) 電気通信機器、ラジオ・テレビ、電気機械修理工 ハ) 被覆電線・半導体製品製造工			製糸・紡織作業		511
輸送機械組立・修理作業			製糸・紡織業者とは、糸・織布・編物・絹レース・網・フェルト・擬革・リノリウムの製造・漂白・精練・染色の作業に従事するものをいいます。 イ) 原動機係 ロ) 機械工（一般工員） ハ) 上記以外のもの	4 3 2	
イ) 組立作業 a) 自動車、航空機、鉄道車両、船舶 ぎ装工 b) 自転車、人力車 ロ) 修理作業 ※自転車修理組立作業、自動車修理 作業、自動車板金塗装作業 を含む ハ) 船舶組立工 a) 鋼鉄船 b) 木造船	3 3 3 3 3	441 441 442	裁断・縫製作業		521
計器・光学機械器具組立・修理作業		451	裁断・綻製作業者とは、布地（メリヤス生地・真田ひも等を含む）を裁断・加工・縫製などして衣服・帽子・その他これらに類似する製品を製造する作業に従事するものをいいます。	2	
イ) 時計 a) 組立工 b) 修理工 ロ) レンズ研ま工・調整工 ハ) 光学機械器具 a) 組立工 b) 修理工 例：カメラ、写真機、望遠鏡等 ニ) 計器 a) 組立工 b) 修理工 例：温度計、体温計、度量衡、計算機等 ホ) 上記以外の計器・光学機械器具組立 ・修理作業 例：時計検査工、レンズ検査工、 目盛工等	2 2 2 2 2 2 2 2 2		木・竹・つる製品製造作業		531
その他機械組立・修理作業		491	イ) 製材工 a) 機械鋸使用 b) 手鋸使用 ロ) チップ製造工 ハ) 合板工、木工、木彫工 a) 機械工 b) 手工 ニ) 指物製造工、家具製造工、建具製 造工 a) 機械工 b) 手工 ホ) 船大工、車大工 a) 機械鋸使用 b) 手鋸使用 ヘ) おけ製造工、たる製造工 a) 機械工 b) 手工 ヘ) 曲物製造工、ひ物製造工 ト) げた製造工 a) 機械工 b) 手工 チ) 竹細工工 a) 機械工 b) 手工 リ) とう・き柳製品製造工 a) 機械工 b) 手工 ヌ) 草・つる製品製造工 a) 機械工 b) 手工	4 3 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2	

職 種 名	基本 級別	職種 コード [※]	職 種 名	基本 級別	職種 コード [※]
ヲ) その他の木・竹・つる製品製造作業 者			ゴム・プラスチック製品製造作業 者		611
a) いかだ（筏）師、木場とび工、貯 水池とび工	4		イ) ゴム工 ゴム工とは、ゴムの洗浄、素練 り、混合、練りなどの作業に従事す るものをいいます。	3	
b) 水揚工	3		ロ) ゴム製品製造工		
c) 上記以外のもの			a) 機械工	2	
①機械工	2		b) 手工	2	
②手工	2		ハ) タイヤ修理工		
パルプ・紙・紙製品製造作業 者		541	a) 機械工	2	
イ) パルプ工、紙料工			b) 手工	2	
a) 原動機係	4		ニ) プラスチック製品成形工		
b) 機棧工	3		プラスチック製品成形工とは、プ ラスチックを成形または手作業によ り成形する作業に従事するものをい います。		
c) 手工	2		a) 機械工	3	
ロ) 紙すき工			b) 手工	2	
a) 機械工	3		ホ) プラスチック製品加工工		
b) 手工	2		プラスチック製品加工工とは、プ ラスチックの板・棒・管・フィルム ・シートなどの切削作業、接合作業 に従事するものをいいます。		
ハ) 加工紙製造工			a) 機械工	3	
a) 機械工	3		b) 手工	2	
b) 手工	2		ヘ) その他のゴム・プラスチック製品 製造作業 者		
ニ) 紙器製造工			a) 再生ゴム製造工セルロイド製 造工	3	
a) 機械工	3		b) 上記以外のもの		
b) 手工	2		①機械工	3	
ホ) 紙製品製造工			②手工	2	
a) 機械工	3		例：ゴム板裁断工、エボナイト 工、石綿ゴム混合工、ゴム塗 布工、ゴム焼工、合成樹脂製 品成形工等		
b) 手工	2				
ヘ) その他のパルプ・紙・紙製品製造作 業者					
a) 機械工	3				
b) 手工	2				
例：紙切断工、紙綿製造工等					
印刷・製本作業 者		551	かわ・かわ製品製造作業 者		621
イ) 文字組版作業 者	2		イ) 製革工		
ロ) 製版作業 者	2		製革工とは、毛皮・なめしかわを 製造するため、原皮・毛皮の塩戻し ・毛抜き・なめし・つや出しなどの 作業に従事するものをいいます。		
ハ) 印刷作業 者	2		a) 機械工	3	
ニ) 製本作業 者			b) 手工	3	
a) 機械工	3				
b) 手工	2				
ホ) その他の印刷・製本作業 者					
a) 活字鑄造工	2				
b) 上記以外のもの	2				
例：校正工、印刷写真工、活字掃 除工等					

職 種 名	基本 級別	職種 コード*	職 種 名	基本 級別	職種 コード*
ロ) くつ(靴) 製造工 a) 機械工 b) 手工 ハ) その他のかわ・かわ製品製造作業 a) 機械工 b) 手工 例：かわ裁断工、かわベルト製作 工、ミット・グローブ製造工等	4 3 4 3		リ) 石工 石工とは、石工用機械または手道 具を用いて、石打の切断・表面研ま などの作業、石材、石塔、うす (白)などの加工作業に従事するも のをいいます。 ヌ) 七宝工 ル) ガラスみがき工 ヲ) その他の窯業・土石製品製造作業 者 その他の窯業・土石製品製造作業 者とは、つや(艶)出し・つや消し ・カッティングなどの加工作業、石 灰石の装入、石灰炉の操作による石 灰石・石こう(膏)の焼成作業、石 綿の粉碎・混合、研ま用材の製造な どに従事するものをいいます。	4 3 3 3	
窯業・土石製品製造作業		631			
イ) 窯業原料工 窯業原料工とは、ガラス・ガラス 製品・れんが・土管・陶磁器・セメ ント・石製品・石綿等の原料の処理 ・成形・生仕上・焼成・仕上の作業 に従事するものをいいます。 ロ) ガラス製品成形工 ガラス製品成形工とは、板ガラ ス、ガラスの管・球・容器・器具の 製造・成形・熱処理の作業に従事す るものをいいます。 ハ) 旋ゆう工、ほうろうがけ工 旋ゆう工、ほうろうがけ工とは、ゆ う(釉)薬原料の粉碎、ゆう薬の混合 ・調合等の作業に従事するもの、ほう ろう(琺瑯)液の調合、ほうろうが け、焼付、仕上の作業に従事するもの をいいます。 ニ) れんが・かわら類成形工・焼成工 ホ) 陶磁器成形工・焼成工 ヘ) 窯業絵付工 ト) セメント製造工 セメント製造工とは、キルンへの原 料装入 炉の操作 クリンカーの冷却 ・粉碎・混合の作業に従事するもの をいいます。 チ) セメント製品製造工 セメント製品製造工とは、セメント 製のブロック・かわら・スレートなど を製造するため原料の混合・成形など の作業に従事するものをいいます。	3 3 3 3 3 3 4 4		イ) 洗びん(瓶)工 a) 機械工 b) 手工 ロ) びん(瓶)詰工、機械使用工 ハ) 上記以外のもの a) 機械工 b) 手工	2 2 2 2 2	641
			飲食料品製造作業		641
			飲食料品製造作業とは、精穀、製 粉、菓子、あめ(飴)類、茶、めん 類、豆腐、こんにゃく、ふ、砂糖、つ け(漬)物、飲料、味そ、しょう油、 酢、動植物油脂の製造、食肉、魚類、 その他の水産物などの処理加工、かん 詰食品などの保存食料品の製造の作 業に従事するものをいいます。		
			化学製品製造作業		651
			イ) 化学工 化学工とは、化学薬品、化学染 料、火薬、合成樹脂、化学肥料など を製造するため原料の計量、分解、 合成、酸化、還元、蒸留、ろ過、混 合、圧縮、ガス発生炉操作などの作 業に従事するものをいいます。		

職 種 名	基本 級別	職種 コード*	職 種 名	基本 級別	職種 コード*
a) 危険物を取扱うもの b) 上記以外のもの (注) 危険物とは、爆発性、毒性、劇薬、高熱、低熱、高圧等をいいます。 ロ) 石油精製工 ハ) 化学繊維工 ニ) 油脂加工工 ホ) 医薬品製造工 ヘ) 製塩工 ト) 化粧品製造工	4 3		ワ) プレハブ建築パネル組立工 a) 高所作業者 b) 上記以外のもの カ) その他の建設作業員（潜水作業員、潜かん（函）作業員、沈没船引上作業員を除く） 例：室内装飾工、測量員、じゅうたん張工等	3 3 1	
			定置機関・機械および建設機械運転作業員		721
建設作業員		陸上 711 海上 712	イ) 汽かん士、ボイラーオペレーター ロ) 起重機・巻上機運転工 ハ) ポンプ・ブロワー・コンプレッサ運転工 ニ) 建設機械運転工 例：ブルドーザー、コンクリートミキサー、機械ローラー、ロードローラー等	3 3 3 3	
イ) 大工 a) 高所・橋りょうなど大規模な作業に従事するもの b) 普通大工 c) 棟梁 ロ) 型わく大工 ハ) とび工 とび工とは、くい（杭）打・建方・足場組み・ひき家・家屋の解体・けた（桁）かけなどの作業に従事するものをいいます。 ニ) 建設・土木作業員 ホ) 舗装作業員 ヘ) コンクリートはつり工 ト) れんが積工、タイル張工 a) 高所作業員 b) 上記以外のもの チ) 屋根ふき工 a) 高所作業員 b) 上記以外のもの リ) 左官 a) 高所作業員 b) 上記以外のもの ヌ) 配管工、鉛工 ※水道工事作業員を含む ル) 畳工 ヲ) 熱絶縁工 a) 高所作業員 b) 上記以外のもの	4 3 3 3 4 4 4 4 4 3 4 3 3 3 3 2 3 3		電気作業員 イ) 発電員、変電員 ロ) 送電線・配電線・通信線架線工 a) 高圧線工、高所作業員 b) 外線工 c) 内線工 ハ) 電信電話器据付工、保守工 ニ) 電気工		731
			技術補助員		741
			イ) 生産記録工 ロ) 製図工、写図工 ハ) 現図工 ニ) 試験工、分析工 a) 危険物を取扱うもの b) 上記以外のもの (注) 危険物とは、爆発性、毒性、劇薬、高熱、低熱、高圧等をいいます。	1 1 1 2 1	
			その他の技能工、生産工程作業員		791
			イ) たばこ製造工 a) 機械工 b) 手工 ロ) かばん製造工、袋物製造工 a) 機械工 b) 手工	2 2 2 2	

職 種 名	基本 級別	職種 コード [※]	職 種 名	基本 級別	職種 コード [※]
ハ) がん具製造工			保安職業従事者		811
a) 機械工	2				
b) 手工	2				
ニ) ブラシ製造工			イ) 自衛官		
a) 機械工	2		a) 陸上自衛官		
b) 手工	2		①内勤専門	3	
ホ) 和がさ・ちょうちん・うちわ製造工	2		②その他	3	
ヘ) 洋がさ組立工	2		b) 海上・航空自衛官		
ト) 漆器工	2		①内勤専門	4	
チ) 貴金属・宝石細工工	2		②その他	4	
リ) 甲・角・貝・きば細工工	2		ロ) 海上保安官		
ヌ) 印判師	2		a) 内勤専門	4	
ル) 内張工	2		b) その他	4	
ヲ) 表具師	2		ハ) 警察官		
ワ) 塗装工	2		a) 内勤事務専門（署長以上を含む）	2	
カ) 画工、看板工			b) 上記以外のもの	4	
a) 高所作業者	4		ニ) 鉄道公安官	3	
b) 上記以外のもの	3		ホ) 消防員		
ヨ) 包装工	2		a) 消火作業に従事しないもの	1	
タ) 映写技士	2		b) 上記以外のもの	3	
レ) 他に分類されない技能工、生産工程 作業者			ヘ) 看守	3	
a) マッチ製造工	4		ト) 守衛、監視人	3	
b) と畜作業者	4		チ) 踏切警手	1	
c) 皮はぎ工、獣皮はぎ工			リ) 入国警備官	1	
①機械工	3		ヌ) 税関監視員	1	
②手工	3		ル) 専売監視員	2	
d) 製氷工（氷室作業者）	4		ヲ) 児童交通擁護員	1	
e) 肥料製造工	2				
f) れん炭・豆炭・たどん製造工	2		家事サービス職業従事者	1	821
g) 万年筆・鉛筆・ボールペン製造工					
①機械工	3		家事サービス職業従事者とは、個人の 家庭に住み込んで、家庭内の雑用、調 理、洗たく、子守など主婦の家事一般 の補助的な仕事に従事するものをい います。 例：家事手伝、家政婦（夫）、留 守番等		
②手工	2				
h) 楽器組立工			個人サービス職業従事者	2	831
①機械工	3				
②手工	2		個人サービス職業従事者とは、身のま わり用務、調理、接客、娯楽など個人 に対するサービスの仕事に従事するも のをいいます。 例：理容師、美容師、調理人、バ ーテンダー、娯楽場等の接客 員、ポーター、レンタル・リー ス業従事者、易者、洗濯業、キ ャディ等		
i) 上記以外のもの	2				
例：はく（剥）製工、はたき製造 工、写真現像工、かつら製造工 等					

職 種 名	基本 級別	職種 コード	職 種 名	基本 級別	職種 コード
その他のサービス職業従事者		891			
<p>その他のサービス職業従事者とは、旅館の主人、支配人、下宿の管理、広告宣伝などのサービスの仕事に従事するものをいいます。</p> <p>イ) 清掃員</p> <p>a) 汚物処理業作業者 3</p> <p>b) ガラス清掃作業者 3</p> <p>c) 煙突掃除作業者 4</p> <p>d) 屋外清掃員</p> <p>①高所作業者 4</p> <p>②上記以外のもの 4</p> <p>e) 屋内清掃員 2</p> <p>ロ) グルーマー（犬・猫の理容師） 2</p> <p>ハ) 上記以外のもの 1</p> <p>例：旅館主・支配人、アパートの管理人、寄宿舍・寮の管理人、モニター、ファッションモデル、旅館内飲食店主等</p>					
家事従事者	1	－			
いずれにも入らないもの					